

様式第9号（第2条・第3条関係）

認定こども園の設置に関する市町村長の意見書 **(案)**

(施設名) 別紙一覧のとおり

1 保育所に関する計画との適合性について

(1) 入所待機児童数、人口数、就学前児童数、就業構造、その他保育需要に影響を与える事項に係る数量的、地域的な状況及び動向

①入所待機児童数

令和4年10月1日現在(見込)、飯田市内の保育所・認定こども園の待機児童数はゼロである。ただし、入所調整の結果、第一希望の園に入所できずに第二希望以降の園に入所していただくケースがある。(例：兄弟姉妹で別々の園への入所など)

近年、就労形態の多様化(女性の就労増加)及び産前産後休暇・育児休暇からの仕事復帰を理由とした0・1歳児を中心とした年度途中の入所の申込みは増加傾向にあり、年度後半には3歳未満児が入所できる施設に限られる状況にある。

なお、第2期飯田市子育て応援プラン(第2期飯田市子ども・子育て支援事業計画)では、令和2年度から令和5年度までの間、「量の見込み」(ニーズ)に対して「確保の内容」(受け皿)が不足となっており、待機児童の発生が予想される。

②人口数

(単位：人)

年度	H30	H31	R02	R03	R04
人口	102,012	101,111	100,008	98,921	96,204

(各年度4月1日現在)

③就学前児童数

(単位：人)

年度	H30	H31	R02	R03	R04
5歳	872	858	835	822	760
4歳	863	843	827	782	734
3歳	843	819	778	760	680
2歳	849	793	782	713	684
1歳	801	799	709	702	668
0歳	769	716	708	655	667
計	4,997	4,828	4,639	4,434	4,193

(各年度4月1日現在)

④就業構造

(単位：人・%)

区分	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
人数	52,685	4,217	15,726	30,269
割合	-	8.2	31.4	57.4

(令和2年国勢調査)

(2) 保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向

平成30年以降の市内保育所及び認定こども園入所児童数推移

(単位:人・%)

年度	H30	H31	R02	R03	R04
1号認定	224	208	201	223	213
2号認定	2,281	2,245	2,187	2,160	1,987
3号認定	971	981	1,018	1,003	955
計	3,476	3,434	3,406	3,386	3,155
3歳未満児割合	27.9	28.6	29.9	29.6	30.3

(各年度5月1日現在)

保育所及び認定こども園の1号認定及び2号認定の入所児童数は、少子化の影響により減少傾向であるが、3号認定(3歳未満児)の入所児童数は令和2年度までの増加傾向から横ばいに転じている。また、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う年度途中の入所申し込み控えの状態にある。

引き続き、3歳未満児の受け皿を拡充するため、子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業の導入や、保育施設の運営を安定的に行ううえでの積極的な保育人材の確保が課題として挙げられる。

(3) 将来の保育需要

① 令和4年度以降の年齢別人口推計

(単位:人)

年度	R04	R05	R06
5歳	775	777	714
4歳	779	716	717
3歳	720	721	701
2歳	732	712	695
1歳	716	699	683
0歳	680	664	654
計	4,402	4,289	4,164

② 令和4年度以降の保育所・認定こども園・事業所内保育所 入所児童数推計 (単位:人)

年度	R04	R05	R06
1号認定	208	204	200
2号認定	2,506	2,388	2,342
3号認定	1,268	1,288	1,294
計	3,982	3,880	3,836

子どもの全体数は継続的な減少が予想されるが、3歳未満児の保育ニーズは高い傾向にある。

2 認定こども園が実施する子育て支援事業についての意見(別紙一覧)

地域における子育て支援を行う機能として、子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能として、当該施設では、以下の子育て支援事業を展開している。

事業名	事業内容	開催数

3 総括的意見

家族構成や家族の就労状況など保育要件の有無に関わらず、就学前3年間の幼児教育を受けることが可能な保育要件を必要としない保育所型認定こども園への移行については、有用であると考えられる。また、兄弟姉妹関係で3歳未満児を家庭で養育しながら、認定区分を変更することで、引き続き3歳以上児が無償で同一の幼児教育施設に通所することが可能となる。

また、これにより3歳未満児の保育ニーズを一定程度抑制できる。

4 選考方法についての意見【市町村以外の者が設置する場合】(別紙一覽)

5 料金についての意見【市町村以外の者が設置する場合】

重要事項説明書の内容から移行前の認可保育所との違いは無く、適当である。

<添付資料>

- ①市町村の保育事業に関する計画
- ②管内の地図（保育所、認定こども園、無認可保育施設等を表示）

令和4年 月 日

飯田市長 佐藤 健 印

長野県知事 様